平成２６年（フ）第２５９０号
大阪市鶴見区諸口４丁目１番14号
債務者　浜本　正美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２９号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目19番11―606号
債務者　岡本ユリ子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６３１号
大阪市浪速区恵比須西３丁目６番７号第三大隅アパート403号
債務者　袴田惠美子（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１０号
大阪府東大阪市島之内１丁目６番３―402号
債務者　吉田江利子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１４号
大阪市平野区瓜破２丁目４番３―606号、前住所大阪市平野区瓜破２丁目４番４―155号
債務者　馬原　義昭
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１５号
大阪市平野区瓜破２丁目４番３―606号、前住所大阪市平野区瓜破２丁目４番４―155号
債務者　馬原　幸子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９号
愛知県豊橋市佐藤１丁目18番地５　305、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字北田56番地の４
債務者　永金　　猛
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１２４号
愛知県豊橋市西浜町13番地17　２―506
債務者　渡辺　真代
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第４１号
愛知県西尾市徳永町東側29番地
債務者　内藤　剛至
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２５１２号
大阪市鶴見区鶴見１丁目７番７―815号
債務者　門屋　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４５号
大阪市生野区新今里１丁目７番９―1002号
債務者　松山　承由
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６８号
大阪府枚方市牧野北町９番19―210号
債務者　山口　智士
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１５号
大阪市港区港晴２丁目６番２号　カーサビアンＢ102号
債務者　鈴木田国江
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５号
釧路市東川町13番19号　コーポシングルライフもみじ
債務者　光詠物産こと　小川　光保
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９６９号
神奈川県大和市深見3911番地12
債務者　西尾　志穂
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉６丁目７番３号
債務者　千葉　昭治
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
釧路地方裁判所